

~~~~~ ○ ~~~~~  
午前10時00分 開会

○議長（横井良隆君）

ただいまの出席議員数は11人です。定足数に達していますので、ただいまから令和3年5月大治町議会臨時会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、3番手嶋いずみ議員、4番後藤田麻美子議員を指名いたします。

日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

議会運営委員長から会期の報告を求めます。

○議会運営委員長（松本英隆君）

議長。

○議長（横井良隆君）

議会運営委員長、どうぞ。

○議会運営委員長（松本英隆君）

6番松本英隆です。

議会運営委員会は本日開会し、令和3年5月臨時会の日程を本日1日限りと決定いたしましたので御報告いたします。

○議長（横井良隆君）

お諮りいたします。

議会運営委員長の報告どおり、会期は本日1日間とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（横井良隆君）

異議なしと認めます。したがって、会期は本日1日間と決定いたしました。

ここで暫時休憩といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~  
午前10時01分 休憩

午前10時02分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~  
○副議長（林 健児君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第3、議長の辞職についてを議題とします。

地方自治法第117条の規定によって除斥に該当しますので、横井良隆議員の退場を求めます。

[横井良隆議員 退場]

○副議長（林 健児君）

それでは辞職願を局長に朗読させます。

○議会事務局長（八神久美君）

辞職願。このたび都合により議長を辞職したいから許可されるようお願い出ます。令和3年4月26日、大治町議会副議長林 健児殿、大治町議会議長横井良隆。

○副議長（林 健児君）

お諮りします。

横井良隆議員の議長の辞職を許可することに御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○副議長（林 健児君）

異議なしと認めます。したがって、横井良隆議員の議長の辞職を許可することに決定しました。

横井良隆議員の入場を認めます。

[横井良隆議員 入場]

○副議長（林 健児君）

ただいま議長の辞職を許可することに決定しましたのでお伝えします。

ただいま議長が欠けました。

お諮りします。

議長の選挙を日程に追加し、追加日程第1として、直ちに選挙を行うことに御異議はございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○副議長（林 健児君）

異議なしと認めます。したがって、議長の選挙を日程に追加し、追加日程第1として、直ちに選挙を行うことに決定しました。

追加日程第1、議長の選挙を行います。

選挙は投票によって行います。

議場の出入り口を閉めます。

[議場閉鎖]

○副議長（林 健児君）

ただいまの出席議員数は11人です。

投票用紙を配ります。

[投票用紙配付]

○副議長（林 健児君）

念のため申し上げます。投票は単記無記名です。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○副議長（林 健児君）

配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

[投票箱点検]

○副議長（林 健児君）

異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

議席番号順に投票願います。順次続いてお願いします。

[投票]

○副議長（林 健児君）

投票漏れはありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○副議長（林 健児君）

投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

これより開票を行います。

立会人を指名します。

会議規則第32条第2項の規定により、5番若山照洋議員、6番松本英隆議員、8番林哲秀議員を指名します。

立会人の方、お願いします。

[開票]

○副議長（林 健児君）

選挙の結果を報告します。

投票総数 11票

有効投票 11票

無効投票 0票です。

有効投票のうち、

林 健児議員 11票です。

この選挙の法定得票数は3票です。したがって、林 健児議員が当選しました。  
議場の出入り口を開きます。

[議場開鎖]

○副議長（林 健児君）

当選人より御挨拶を申し上げます。

○7番（林 健児君）

7番林 健児です。このたびは全員の皆様に推挙していただき、まことにありがとうございました。身に余る光栄とともに事の重大さをひしひしと感じております。伝統ある大治町議会では前議長横井良隆議員のもと、行政の皆様そして議員の皆様との御協力により活発な議論を交わしてまいりました。今後とも、いまだ終わりの見えないコロナウイルスへの取り組みや過大な執務に対し、粉骨砕身の覚悟で行っていく覚悟でございます。浅学非才な私ではございますが、何とぞ皆様の御協力により公平公正な議会運営に努めてまいりますので、御指導、御鞭撻のほどを切にお願い申し上げ、私の就任の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

[拍手]

○議長（林 健児君）

ただいま副議長が欠けました。

お諮りします。

副議長の選挙を日程に追加し、追加日程第2として、直ちに選挙を行うことに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（林 健児君）

異議なしと認めます。したがって、副議長の選挙を日程に追加し、追加日程第2として、直ちに選挙を行うことに決定しました。

追加日程第2、副議長の選挙を行います。

選挙は投票によって行います。

議場の出入り口を閉めます。

[議場閉鎖]

○議長（林 健児君）

ただいまの出席議員数は11人です。

投票用紙を配ります。

[投票用紙配付]

○議長（林 健児君）

念のために申し上げます。投票は単記無記名です。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（林 健児君）

配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

[投票箱点検]

○議長（林 健児君）

異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

議席番号順に投票願います。

[投 票]

○議長（林 健児君）

投票漏れはありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（林 健児君）

投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

これより開票を行います。

立会人を指名します。

会議規則第32条第2項の規定により、5番若山照洋議員、6番松本英隆議員、8番林哲秀議員を指名します。

立会人の方、お願いします。

[開 票]

○議長（林 健児君）

選挙の結果を報告します。

投票総数 11票

有効投票 11票

無効投票 0票です。

有効投票のうち、

松本英隆議員 11票です。

この選挙の法定得票数は3票です。したがって、松本英隆議員が当選されました。

議場の出入り口を開きます。

[議場開鎖]

○議長（林 健児君）

ただいま副議長に当選されました松本英隆議員が議場におられますので、会議規則第

33条第2項の規定による当選の告知をします。

当選承諾及び御挨拶をお願いします。

○6番（松本英隆君）

6番松本英隆です。皆様の、全員の御推挙いただきましてありがとうございます。このコロナ禍の中で正常なといいますか、従来のような議会運営ができないかと思いますが、議長の方をお支えし、皆様の御協力のもと議会運営に邁進してまいりたいと思いますので、どうぞよろしくをお願いします。簡単ではありますが就任の挨拶とさせていただきます。ありがとうございます。

[拍手]

○議長（林 健児君）

おめでとうございます。

ここで暫時休憩とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時18分 休憩

午前10時20分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（林 健児君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。

常任委員の所属の変更についてを日程に追加し、追加日程第3として、直ちに議題とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（林 健児君）

異議なしと認めます。したがって、常任委員の所属の変更についてを日程に追加し、追加日程第3として、直ちに議題とすることに決定しました。

追加日程第3、常任委員の所属の変更についてを議題とします。

常任委員の所属変更については、議長に一任していただきたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（林 健児君）

異議なしと認めます。

それでは、総務建設常任委員に1番鈴木康友議員、3番手嶋いずみ議員、5番若山照洋議員、6番松本英隆議員、9番吉原経夫議員、10番横井良隆議員。文教厚生常任委員に2番三輪明広議員、4番後藤田麻美子議員、7番林 健児議員、8番林 哲秀議員、

12番下方繁孝議員と所属を変更することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（林 健児君）

異議なしと認めます。したがって、各常任委員会の所属を変更することに決定しました。

なお、各常任委員会の委員に変更がありましたので正副委員長の確認、もしくは互選を行っていただき、決まりましたら議長まで報告してください。

ここで暫時休憩とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時23分 休憩

午前10時28分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（林 健児君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

各常任委員会の委員長及び副委員長の氏名を発表します。総務建設常任委員長は若山照洋議員、副委員長は手嶋いずみ議員。文教厚生常任委員長は後藤田麻美子議員、副委員長は林 哲秀議員。以上のとおりです。

休憩中に議会運営委員の松本英隆議員から辞任願が提出されました。

お諮りします。

議会運営委員の辞任についてを日程に追加し、追加日程第4として、直ちに議題とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（林 健児君）

異議なしと認めます。したがって、議会運営委員の辞任についてを日程に追加し、追加日程第4として、直ちに議題とすることに決定しました。

追加日程第4、議会運営委員の辞任についてを議題とします。

地方自治法第117条の規定により、松本英隆議員の退場を求めます。

〔松本英隆議員 退場〕

○議長（林 健児君）

本日、松本英隆議員から一身上の都合により議会運営委員を辞任したいとの申し出がありました。

お諮りします。

本件は申し出のとおり辞任を許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（林 健児君）

異議なしと認めます。したがって、松本英隆議員の議会運営委員の辞任を許可することに決定しました。

松本英隆議員の入場を認めます。

〔松本英隆議員 入場〕

○議長（林 健児君）

ただいま議会運営委員の辞任を許可することに決定しましたのでお伝えします。

お諮りします。

議会運営委員の選任についてを日程に追加し、追加日程第5として、直ちに議題とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（林 健児君）

異議なしと認めます。したがって、議会運営委員の選任についてを日程に追加し、追加日程第5として、直ちに議題とすることに決定しました。

追加日程第5、議会運営委員の選任についてを議題とします。

お諮りします。

議会運営委員には委員会条例第7条第4項の規定により、横井良隆議員を指名したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（林 健児君）

異議なしと認めます。したがって、ただいま指名した横井良隆議員を議会運営委員に選任することに決定しました。

ここで暫時休憩とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時31分 休憩

午前10時32分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○副議長（松本英隆君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩中に地域公共交通調査特別委員会の林 健児議員から辞任願が提出されました。

お諮りします。

地域公共交通調査特別委員の辞任についてを日程に追加し、追加日程第6として、直ちに議題とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○副議長（松本英隆君）

異議なしと認めます。したがって、地域公共交通調査特別委員の辞任についてを日程に追加し、追加日程第6として、直ちに議題とすることに決定しました。

追加日程第6、地域公共交通調査特別委員の辞任についてを議題とします。  
地方自治法第117条の規定により、林 健児議員の退場を求めます。

〔林 健児議員 退場〕

○副議長（松本英隆君）

本日、林 健児議員から一身上の都合により地域公共交通調査特別委員を辞任したいとの申し出がありました。

お諮りします。

本件は申し出のとおり辞任を許可することに御異議はございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○副議長（松本英隆君）

異議なしと認めます。したがって、林 健児議員の地域公共交通調査特別委員の辞任を許可することに決定しました。

林 健児議員の入場を認めます。

〔林 健児議員 入場〕

○副議長（松本英隆君）

ただいま地域公共交通調査特別委員の辞任を許可することに決定しましたのでお伝えいたします。

ここで暫時休憩とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時34分 休憩

午前10時35分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（林 健児君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。

地域公共交通調査特別委員の選任についてを日程に追加し、追加日程第7として、直ちに議題とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（林 健児君）

異議なしと認めます。したがって、地域公共交通調査特別委員の選任についてを日程

に追加し、追加日程第7として、直ちに議題とすることに決定しました。

追加日程第7、地域公共交通調査特別委員の選任についてを議題とします。  
お諮りします。

地域公共交通調査特別委員には、委員会条例第7条第4項の規定により横井良隆議員を指名したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（林 健児君）

異議なしと認めます。したがって、ただいま指名した横井良隆議員を地域公共交通調査特別委員に選任することに決定しました。

なお、委員会の委員に変更がありましたので、それぞれで集まっていた正副委員長の確認、もしくは互選を行っていただき、決まりましたら議長まで報告してください。

ここで暫時休憩とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時37分 休憩

午前10時45分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（林 健児君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

各委員会の委員長及び副委員長の氏名を発表します。

議会運営委員長には横井良隆議員、副委員長には下方繁孝議員。地域公共交通調査特別委員長には横井良隆議員、副委員長には下方繁孝議員。議会制度改革等特別委員長には横井良隆議員、副委員長には松本英隆議員。議会災害対策特別委員長には後藤田麻美子議員、副委員長には三輪明広議員。以上のとおりです。

日程第4、議案第17号専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長（村上昌生君）

議長。

○議長（林 健児君）

町長。

○町長（村上昌生君）

議案第17号専決処分の承認を求めることについて。

大治町税条例等の一部を改正する条例について、地方自治法第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したのでこれを報告し、承認を求め。令和3年5月11日提出、

大治町長。

この案を提出するのは、地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、令和3年3月31日に大治町税条例等の一部を改正する条例を専決処分したので、地方自治法第179条第3項の規定により報告し、承認を求めるためでございます。

○議長（林 健児君）

これから質疑を行います。

質疑のある方、どうぞ。

○9番（吉原経夫君）

議長。

○議長（林 健児君）

吉原議員。

○9番（吉原経夫君）

9番吉原経夫でございます。まず、附則第1条に係る部分でございます。議案説明会でも話を受けましたが、この部分、特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律ですね、これが議案説明会の中でも5月10日で法律第31号として成立して、10日、きのう施行されたということでございます。地方自治法第179条では、「普通地方公共団体の長において議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるとき、当該普通地方公共団体の長はその議決すべき事件を処分することができる。」専決処分することができるというふうに書いてあります。5月10日法律が通った、施行で、3月31日に専決処分をしておりますが、それだけ議会で調整する時間がなかったのか。その間にやるか、もしくはごめんなさい、その間にはできませんので専決処分を可決、施行、それと同時にやるべきではなかったのかと思いますが、その点どうなのかということでございます。

また、同じような議案、条例改正ですが、隣のあま市議会でもやられておりますが、これはあま市議会、専決処分ではなくて臨時議会を開いて可決しておりますので専決ではございませんので、議会で議決するならまだしも専決、法律として通っていないものを専決するのはいかがなものかと思えます。その点どうなのかと。しかしながら、いつ専決しようが内容は変わらないと言われればそのとおりでございます。

そこでもう1点間違えを指摘させていただきます。それはこの専決処分、条例改正でございますが、令和3年3月の地方税法改正に伴うものでございます。前回3年に1回の改正で、前回の平成30年度の法改正に伴うものではないので、皆さん新旧対照表18ページをごらんください。第12条の2でございます。18ページ、第12条の2をごらんください。そこに新旧対照表のところの中で、地方税法等の一部を改正する法律、平成30年法律第3号と書かれております。これ平成30年の法律第3号では令和3年度から令和5年度までを規定していないはずでございますので、根拠とする法律として間違っている

と思われます。正しくは8ページ、8ページをごらんください。附則第3条の2でございます。地方税法等でそこに令和3年法律第7号と書いてあります。この法律の規定に基づかないといけないと思います。根拠とする法律が違う以上、この専決処分は不承認した上で、しかしながら不承認しても専決処分は有効でございますので、地方自治法第179条第4項の規定に基づいて速やかに町側から正しい条例改正案を議会に提出していただいて、速やかに議会で議決すべきと考えますがどうでしょうか。

○議長（林 健児君）

暫時休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時52分 休憩

午前11時51分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（林 健児君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

では、答弁の方を。

○総務部長（大西英樹君）

議長。

○議長（林 健児君）

総務部長。

○総務部長（大西英樹君）

今回の改正の第12条の2の部分につきましては、あくまでも固定資産税の税の算出に当たる特例期間の改正になりますが、ここに記載のあります地方税法等の一部を改正する法律、平成30年法律第3号に存在します附則第22条第1項の規定に基づきという解釈でございますので、このとおりに間違いがないという認識であります。以上です。

○総務部次長兼税務課長（猪飼好昭君）

議長。

○議長（林 健児君）

総務部次長兼税務課長。

○総務部次長兼税務課長（猪飼好昭君）

議員から御質問いただきました附則の施行期日のところですが、法律番号が空欄のまま専決処分をしたのが適切であるかどうかという御質問だったかと思いますが、国でもこの法律番号を空白のまま公布しまして法律番号がわかった時点でその番号を埋める処理をしておりますので、今回の事務処理は適切と考えております。以上です。

○9番（吉原経夫君）

議長。

○議長（林 健児君）

吉原議員。

○9番（吉原経夫君）

9番吉原経夫でございます。まず、読みかえ規定を使ったということでそれは理解できなくもないですが、これは読みかえ規定を使うのが正しいのか。いろいろな手法がある中でたまたま読みかえ規定で平成30年度の法律を使ったのか。平成30年の法律を使って読みかえ規定を使うのが正しいのか。いろいろな手法のある中でたまたま使ったのか。そこら辺の説明をいただきたいというのと、専決処分について施行期日等々のことを私は聞いたのではなくて、3月31日に可決されている法律なら3月31日専決はよくわかります。ただ5月10日に、事実として5月10日に可決されていて施行されている法律を何で3月31日に専決するのか。5月10日に専決した上で一番近い議会で承認を求めればいいのであって、だって現実的にその法律も通るか通らないかわからない中で専決をしている。施行に合わせてですから実害がないといえばそうなんです、そこら辺を専決というのはそもそも法律が通り、それに合わせて条例改正などをする時間的余裕がない場合に限られてやるべきだと思います。通ることを見越して専決すべきではないと思うんですが、そういうことを言いたしたら何でも専決ができる、法律が決まる前に。その後で承認を求めていけばいい。専決の場合、承認しようがしまいが有効なんでそこら辺ちょっと専決というのは非常に必要最低限であるべきだと思うんですが、どうでしょうか。

○総務部長（大西英樹君）

議長。

○議長（林 健児君）

総務部長。

○総務部長（大西英樹君）

まずこの専決が正しい手法なのかということでございますが、この法律につきましては4月28日に国会が通って可決されております。施行については昨日ということです。地方税法等も同じような条文の書きぶりをしてございますが、これはこの法律が通ったら直ちに適用したいという意思のあらわれです。そうした場合に本町においても専決処分をしたわけですが、これはいつ法律が施行されるかというのは国の都合によりますので日程がわかりません。ですが、町の条例としては直ちにその日に適用させたいということでこういう手法をとっております。これは専決においても議決を得ずにおいても、この手法は間違った手法ではないということは法制執務上そういう解釈が出ております。よろしく申し上げます。以上です。

○議長（林 健児君）

他に質疑のある方、どうぞ。

〔済みません。答弁漏れていますが、結局読みかえ規定がそれしかなか

ったのかと。もしくはいろんな手法の中で選んだのか。その答弁をいただきたい。」の声あり]

○総務部長（大西英樹君）

議長。

○議長（林 健児君）

総務部長。

○総務部長（大西英樹君）

答弁漏れ失礼いたしました。条例を規定するにつきましては上位法を見ていきますので、その法律に規定があるところを常に見に行つて法を守っているということでございます。以上です。

○9番（吉原経夫君）

議長。

○議長（林 健児君）

吉原議員。

○9番（吉原経夫君）

9番吉原です。まず済みません。法律が制定されたのが4月28日ですか。ちょっと5月10日ではないということですが、どちらにしても3月31日に専決するのは拙速ではなかったのかと。結局、法律可決される約1カ月前、施行でも1カ月ちょっと前です。専決処分をもう少し後でやるべきではないかと思ひます。また、法に基づいて読みかえ規定を使って条例をつくられている、それはわかりますが、私が聞いたかったのはいろいろ条例をつくる時手法があると思ひます。今回、いろいろな手法の中で読みかえ規定を使ったのか。いや、読みかえ規定が一番いいのか。なぜかというとなら3年後もまた同じことです。読みかえ規定が正しいならこのまま平成30年にしていかなきゃいけないし、いや、どちらかというとならまた今回使ったけれど変えた方がいいというんだとしたら、どちらにしても有効であれば承認するしかないと思ひますが、どれがやっぱり一番適切なのか。3年後のこともあるのでそこら辺町側の考えをお聞きしたいということでございます。

○総務部長（大西英樹君）

議長。

○議長（林 健児君）

総務部長。

○総務部長（大西英樹君）

あくまでも引用する法の条項については、法の規定の仕方に合わせてやってまいりますのでよろしくお願ひします。以上です。

○議長（林 健児君）

他に質疑のある方、どうぞ。

〔「なし」の声あり〕

○議長（林 健児君）

これで質疑を終わります。

お諮りします。

議案第17号は、会議規則第39条第3項により委員会の付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（林 健児君）

異議なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第17号は、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これから討論に入ります。

原案に反対の方の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（林 健児君）

これで討論を終わります。

これから議案第17号を採決します。

議案第17号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立 全員〕

○議長（林 健児君）

起立全員です。したがって、議案第17号は原案のとおり承認されました。

以上で本日の日程は全部終了しましたので、会議を閉じます。

これで令和3年5月大治町議会臨時会を閉会します。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前11時59分 閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長 林 健 児

前議長 横 井 良 隆

副議長 松 本 英 隆

前副議長 林 健 児

署名議員 手 嶋 いずみ

署名議員 後藤田 麻美子